

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2023年9月6日

【会社名】 株式会社SDSホールディングス

【英訳名】 SDS HOLDINGS Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 渡辺悠介

【本店の所在の場所】 東京都港区東新橋二丁目11番7号

【電話番号】 03-6821-0004（代表）

【事務連絡者氏名】 管理本部長 田中 圭

【最寄りの連絡場所】 東京都港区東新橋二丁目11番7号

【電話番号】 03-6821-0004（代表）

【事務連絡者氏名】 管理本部長 田中 圭

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社及び当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該事象の発生日

2023年8月31日(裁判上の和解)

(2) 当該事象の内容

当社では、2018年2月、不適切な会計処理が行われた疑義が発覚し、第三者委員会を設置し調査を行ったところ、2014年3月期、2015年3月期、2016年3月期及び2017年3月期の4連結会計年度にわたり、17件の不適切な会計処理が行われていたことが発覚いたしました(以下「本件不適切会計」といいます。)。その結果、当社は、有価証券報告書の訂正等の対応が必要となったほか、有価証券報告書等の虚偽記載に対する課徴金の支払い、上場違約金の支払い、第三者委員会の費用などに関する損害を被りました。その後、当社は、本件不適切会計に関する役員等への責任追及をどのように行うかについて、責任追及委員会を設置して検討し、2019年6月及び2020年4月には、元代表取締役社長元取締役、元監査役、元会計監査人などに対し、損害賠償請求を行うことを決定いたしました。そして、今般、当該元役員等の一部との間で、当該元役員等が道義的責任を認め、約19百万円の和解金を支払う旨の裁判上の和解が成立いたしました。

(3) 当該事象の損益及び連結損益に与える影響額

当該事象の発生により、2024年3月期第2四半期連結決算及び個別決算において、下記のとおり特別利益を計上いたします。

<連結>

受取和解金	19百万円
-------	-------

<個別>

受取和解金	19百万円
-------	-------